令和６年１２月１７日
子 ど も ・ 若 者 部
子ども・若者支援課

世田谷区子ども条例の一部改正に向けた検討状況について

「世田谷区子ども条例の一部改正（素案）」について、この間の区議会の議論やパブリックコメント、子ども・若者の声ポストなどに寄せられた意見に関して、子ども・子育て会議や子ども条例検討プロジェクト等での議論を踏まえ検討を行った状況について報告する。

１ 素案からの検討経過

１０月　８日　子どもの権利に関するシンポジウム
　　２４日　子ども条例検討プロジェクト後期検討会（第１回）
　　２５日　第３回子ども・子育て会議
１１月　７日　子ども条例検討プロジェクト後期検討会（第２回）
　　２１日　　同　（第３回）

２ この間の議論を踏まえた検討状況について

（１） 検討結果

別紙１「この間の議論を踏まえた主な検討状況」のとおり。

（２） 主な変更点

① 子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点や姿勢を記載する

（前文「区や大人の決意表明」、第２１条「子どもの権利学習の支援」、第２４条「普及啓発」）

◇子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となること。

◇区や大人が、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力すること。

◇子どもが社会において責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、大人や他の子どもにも権利があること、また、互いを認め合い尊重することが大切であること。

② 地域の中で子どもを育む視点を加筆する

（前文「区や大人の決意表明」、第１４条「地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり」）

◇地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めること。

③ 子どもの権利を実現するための政策の実施にあたり区が配慮すべきことを具体的に記載する（第４条「基本となる権利」）

◇子どもの権利条約の一般原則である４つの権利は、年齢、発達、性別、ＬＧＢＴＱなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての子どもに保障されなければならず、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっても、十分に配慮しなければならないこと。

④ その他

◇子どもの願い、不安、悩み、喜び、悲しみ、望みなども含めた子どもの意思を受けとめる必要があると考え、「想い」の漢字表記を「思い」に改めた。

３ 子ども条例検討プロジェクトを踏まえた検討状況について

（１） 検討結果

別紙２「子ども条例検討プロジェクトを踏まえた検討状況」のとおり。

（２） 主な変更点

① 子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え表現を修正した。

（前文「子どもの思い」及び「大人へのメッセージ」、第３条「条例の目標」、第５条～第９条「子どもの権利」）

４ 参考資料

別紙３　「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）への区民意見」

別紙４　「子ども条例検討プロジェクト報告書（後期検討会のまとめ）」

５ 今後のスケジュール（予定）

令和６年１２月		条例（素案の修正案）についての意見照会
令和７年	２月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例案）
		区議会第一回定例会（条例案の提案）
	４月	改正条例施行
		以降、各種周知啓発の実施

この間の議論を踏まえた主な検討状況

① 子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点や姿勢を記載する
② 地域の中で子どもを育む視点を加筆する

修正案	改正条例（素案）
（区や大人の決意表明） 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。	（区や大人の決意表明） 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。
子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。	
私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。	私たち区や大人は、子どもの想いを大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。
子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。	
私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。	
この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。 私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。	そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。

（地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり） 第14条　区や子どもを含む全ての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。	（子どもにやさしいまちづくり） 第14条　区や子どもを含むすべての区民は、子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。
（子どもの権利学習の支援） 第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 ２　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。	（子どもの権利学習の支援） 第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 ２　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。
（普及啓発） 第24条 ３　区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。	（普及啓発） 第24条 ３　【新たに記載】 ※素案の３項は、４項に移動する。

③ 子どもの権利を実現するための政策の実施にあたり区が配慮すべきことを具体的に記載する

修正案	改正条例（素案）
（基本となる権利） 第４条　平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。 　これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいます。）にかかわらず、全ての子どもに保障されなければなりません。 　また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。	（基本となる権利） 第４条　平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。 　これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。
（１）いかなる理由でも差別されない権利 （２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利 （３）生きる権利と成長・発達する権利 （４）自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利	（１）いかなる理由でも差別されない権利 （２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利 （３）生きる権利と成長・発達する権利 （４）自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明する権利

（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重） 第15条　区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。	（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重） 第15条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や想いを受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現します。
（子どもの居場所づくり） 第16条　区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。	（子どもの居場所づくり） 第16条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。
（普及啓発） 第24条 ２　区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。	（普及啓発） 第24条 ２　区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

※第4章　基本となる政策（第15条－第24条）

別紙2

子ども条例検討プロジェクトを踏まえた検討状況

① 子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した

【前文】

修正案	改正条例（素案）
（子どもの意見表明） 1．子どもの思い	（子どもの想い）
私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。	世田谷のまちが好きです。
きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。	健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。
私たちの未来にもっと希望を持ちたいです。	自分の未来に希望をもちたいです。
自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。	さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。
子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。 安心できる場所を増やしたいです。	子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。 安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。
自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。	自由に、学びたいことを探求したいです。 学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。
大人に意見や思いを届けたいです。	大人に意見や想いを届けたいです。
	自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。
こんな思いがかなう世田谷にしたいです。	

別紙2

2. 大人へのメッセージ	（大人へのメッセージ）
大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合って欲しいです。 子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。	
そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。	私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。
みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。	大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。
	大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。
個性が認められ、自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。	個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

別紙2

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。	好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。
全ての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が**欲しいです。**	すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。
いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を**増やして**ください。	いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。
「できるかできない**か**」**だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。**	「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。
私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。	私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

第3条「条例の目標」

修正案	改正条例（素案）
（条例の目標） 第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。 （1）子どもが考える**「一人ひとり**が**笑顔で**自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。	（条例の目標） 第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。 （1）子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。

別紙2

第５条～第９条「子どもの権利」

修正案	改正条例（素案）
（自分らしくいられる権利） 第5条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）自分らしくいられ、**個性が尊重される**権利 **（2）公正に**評価される権利	（自分らしくいられる権利） 第5条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）自分らしくいられ、差別を受けない権利 （2）平等に扱われる権利 （3）能力に応じて評価される権利
（豊かに過ごす権利） 第6条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）今も将来も豊かに生きることができる権利 （2）自分のやりたいことを追求できる権利 （3）思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 （4）自分が知りたい情報を得られる権利 **（5）心や身体が疲れたときに休息することができる権利**	（豊かに過ごす権利） 第6条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）今も将来も豊かに生きることができる権利 （2）自分のやりたいことを追求できる権利 （3）思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 （4）自分が知りたい情報を得られる権利
（社会から守られ、支援を受ける権利） 第7条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）安全で安心して**生きる**ことができる権利 **（2）**健康で暮らせる権利 **（3）**生活環境と自然環境が守られる権利	（社会から守られ、支援を受ける権利） 第7条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）安全で安心して過ごすことができる権利 （2）生存に関する権利 （3）健康で暮らせる権利 （4）生活環境と自然環境が守られる権利

別紙2

（自分で自分のことを決める権利） 第8条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分で選択して自由に自己決定できる権利 (2)自分らしく学び、成長・発達できる権利 (3)様々なことに挑戦して失敗できる権利	（自分で自分のことを決める権利） 第8条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）様々なことに挑戦して失敗できる権利 （2）選択して自己決定できる権利 （3）自分らしく学び成長・発達できる権利
（意見を表明し、参加・参画する権利） 第9条　子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）意見や思いを様々な方法で表すことができる権利 （2）対話をして協働する権利 （3）地域に参画する権利	（意見を表明し、参加・参画することができる権利） 第9条　子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 （1）意見を表明できる権利 （2）対話をして協働する権利 （3）地域に参画する権利

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）への区民意見

1 意見募集期間

令和6年9月15日（日）から10月15日（火）まで

2 意見数 83件（39人）

【内訳】

項目	「パブリックコメント」意見件数	「子ども・若者の声ポスト」意見件数
前文についての意見	5 件	24 件
条文についての意見	17 件	15 件
全体に関する意見	22 件	
合計	44 件 （28 人）	39 件 （11人）

3 主な意見の概要

（1）パブリックコメント

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要
1	前文（区や大人の決意表明）では「できる限りこたえていくことを約束します」と記載されているが、「できる限り」という表現は具体性にかける。いじめ、性被害、家庭内暴力などの被害にあっている子どもを受け止める言葉として適切なのか。
2	◆前文に「子どもの想い」と「大人へのメッセージ」を入れたことはよい。子どもが考えたメッセージなので、このままでもいいと思うが、大人へのメッセージの下から 2 つ目は「やったかやってない」より、「チャレンジしたことを評価し」だとよりポジティブである。 ◆子ども自身が考えた保障してほしい権利について、「休む」や「ゆっくりする」ことについては意見が出なかったのか。出ていないのであれば後期検討会で出るとよい。
3	改正条例に反対する。 ◆前文から始まる以下の条文は削除すべきである。「さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。私たちの言葉や想いをしっかり受け止め、否定じゃなく肯定してください。大人世代の当たり前は、子ども世代の当たり前じゃない。個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性を認められる機会や空間が必要です。自分のやりたいことを追求できる権利、思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利。自分で自分のことを決める権利。子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。選択して自己決定できる権利。保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。」 ◆現行条例の前文「愛情と厳しさをもって接することが必要です。」は必須であり残すべきである。 ◆「子どもが自分勝手で理不尽な意見・主張を述べた場合、保護者は受け入れず厳しく指導する。」という条文を入れることを強く求める。
4	子どもからのメッセージに対して、大人の意見表明が呼応していない。 「子どもの想い」「大人へのメッセージ」「大人の決意表明」の 3 つがつながっていない。
5	区や大人の決意表明について、子どもの言うことをまずはそのまま受け止めること、そのうえでどうできるのか一緒に考えようとすること、子どもも大人もパートナーであること、この点をふまえて構成しなおしてはどうか。

② 条文についての意見

番号	条項	主な意見の概要
1	2 条	第 2 条 1 項 2 号がわかりにくく、「18 歳以上の人」と具体的にあったほうがわかりやすい。
2	2 条	【第1章第2条（2）】の「18 歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」とはどのような人か。東京都子ども基本条例では子どもの定義を『18 歳に満たない者』としていて、施策実施に関しては理念実現のためにその範囲を広げるとあります。本条例は基本理念としての条例であり施策実施の法律ではないので子どもの定義を変えることに反対である。
3	10 条	第 10 条「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。」は良い一文である。
4	11 条	第 11 条、学校について「保障する責務、協力する責務」に加え、「子どもの権利を活かせる子どもへの育ちと学習の保障を行います」を入れて、学校だからできることと責務を具体的にしてほしい。
5	13 条	いじめや性被害の場合、その施設に関わる団体の大人が見過ごしてしまった場合や、その大人が原因で二次被害を受ける場合も考えられる。そうした子どもがこの条例、特に「区の責務」（13 条）を読んだ時に助けを求めにくくなるのではないか。
6	15 条	条例により、子どもたちの声を聞いて、子どもたちの思い、悩みを大人が一方的に伝えるのではなく、一緒に対話していくことの大切さを感じる。息子は弦巻小学校に通っているが、決まりやルールが多く、先生も子どもたちもきゅうくつに感じているように思う。子どもたちが伸び伸びとその子らしさを尊重される社会を望み、対話をもとに日々を作ることを強く願う。
7	17 条	子どもに関わる可能性のある全ての人に子どもの意見表明についての趣旨を理解してもらい、虐待対応など協力を求める必要がある。
8	18 条	海外での取組みと比べると、誰をどうやって助けるのかがあいまいであり、子どもを取り巻くいじめ等が世田谷区で起こった時に対応できるのか心配である。
9	18 条	第 18 条、いじめ対策として区民理解といじめ事件解決しか記載がない。「いじめを生まない学校教育に努め」を加えてほしい。
10	23 条	第 23 条、人材育成だけでは意見形成の支援とならない。「必要な学習機会の確保に努め、この学習を支援する人材育成にも努める」として、学校教育や地域社会に子どもの意見形成のための授業、事業など、環境を整えていく目標を明記する。
11	24 条	条例について子ども、知的障害者、高齢者に向けて、わかりやすい翻訳版を作る必要がある。
12	24 条	世田谷区の HP は分かりづらい。そうした HP の作り方ひとつとっても、世田谷区は助けてくれる感じがないように受け取られる可能性がある。
13	24 条	第 24 条「区はこの条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。」について、パンフレットを配っただけでは理解できない内容なので、実際の生活の場面で条例のことを思い出してもらえるようになるとよい。
14	24 条	◆条例の改正を知らない子どもが多いと思うので、今の段階から学校で取り上げてほしい。低学年でも分かるように、漫画にしたり読みやすくしてほしい。 ◆小さい子の意見が出やすいように、どの気持ちが一番自分の思いに近いかなど、4件法・5件法の回答形式など取り入れるのはどうか。
15	24 条	◆条例を子どもたちにもわかるように、まんがなどで解説してほしい。 ◆ワークショップなどをして大人も子どもも条例を理解できる機会がほしい。 ◆子どもが素案を読めないので、音声読み上げがあるとよい。
16	24 条	子どもと一緒に条例を読んで「権利」や「主体」という言葉がわかりにくいことを感じた。条例を普及するためのサイトやパンフレット等では、言葉を掘り下げていくようなコンテンツがあったら良い。
17	25 条	◆「権利」と「義務」はセットで考えるべき概念である。しかし、条例には子どもの権利ばかりで義務については一言も触れていない。まだ善悪の価値観について未熟な若年層に権利ばか

		りを教えるのは健全な精神の醸成に悪影響がある。故に反対である。 ◆擁護委員の仕事を補佐する「相談・調査専門委員」については定員の規定がない。条例制定後は予算が付き「擁護委員」は一種の利権となる。財政規律の観点からも無視できない。故に反対である。

③　全体に関する意見

番号	主な意見の概要
1	「子どもが自分らしく幸せな今を生き、明日からも良い日と思える社会」に賛成である。これに加えて、大人たちは、子どもの力を心から信頼していることを明記してほしい。
2	権利条例に関して、「子どもの声ばかり聴いていても指導ができず、教育が疎かになる」などという発想から、権利条約がどうして世界大で支持され、世界標準になったかを理解しない区議会議員が一部いるようである。そうした従来の視点による「子どもの声の扱い方」こそが、条約批准から 30 年という遅滞を招いた根本的誤解であることを明確に認識し、この画期的な条例をきちんと世田谷区の政治行政、市民の声として刻むことが肝要である。
3	世田谷区子どもの権利条例（素案）を支持する。 ◆条文に具体的に、豊富な内容が書き込まれていること、基本的姿勢が明確でよい。 ◆分かりやすい言葉で、子どもでも読んでわかるように工夫してありよい。 ◆第2章の子どもの声の部分は、今子どもたちが何を求めているかが伝わってくる。特に第8条の項目「①様々なことに挑戦して失敗できる権利　②選択して自己決定できる権利　③自分らしく学び成長・発達できる権利」の言葉はとても心に響いた。 ◆第3章の子ども・子育てを支え合う地域づくりの第 10 条の内容は欠かせない大事な視点だと思う。特に3の指摘「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受権利が保障されます。」の内容は素晴らしい。 議会では十分にこの条例改定の意義を論議され、全会派が賛成して、この条例が制定できることを願っている。
4	条例は『文字面や聞こえ』は良いが、区長の日本文化への根底的な破壊行為に見えるので反対である。
5	こどもは年齢にもよるが、人格が未完成で、大人による指導教育は必要である。権利ばかり肥大させて、教育の根幹を崩すつもりなのか。第三者委員会などを新たに設置するのは、時間と税金の無駄である。
6	憲法と教基法が制定され、さらには子どもの権利条約を批准しているので法的な整備は充分である。子どもの権利擁護委員会については、教基法にも他の法律にも規定がないので、これについて細かく規定した条例にすべきだと思う。「世田谷区子どもの権利擁護委員会設立条例」(案)ならばよい。
7	条例の必要性が不明。条例として制定すべきでない。どういう利用のされ方をするのか不明で不安である。
8	前文の大人へのメッセージはひどい文である。権利ばかり主張する自己中心的な人が増え続けることは、社会の崩壊に繋がる。条例を作ることは、子ども達の心を豊かに育むものではない。条例をつくることに反対する。
9, 10	条例改正に強く反対する。 改変の内容が子どもの権利を拡張しすぎており、日本人が伝統的に培ってきた価値観を極端に破壊する危険がある。家庭の亀裂、学校教育の崩壊、地域の秩序をも損ないかねない。 （※同様のご意見2件）
11	条例改正に強く反対する。 経験が少ない子どもたちへの教育を是正するのは大人の役目である。子どもの権利を強めるのでは、根本的な解決にならない。
12	子どものころに私はこんなことを思っていない。子どもの想いを勝手に決めること、条例があることの方が問題である。廃止してほしい。

13	無理難題を要求する親子の対応に教員は精神が蝕まれるという教育環境を鑑み、以下の理由により子ども条例の改正に異議を唱える。 1. 改正条例の内容は、まさに子ども過保護条例というべき代物で、上記の教育現場を益々悪化、加速させる。 2. 子ども中心主義を増長させるような内容は削除して、大人、指導的立場にある人達の権利と尊厳を護るための条例とする。 3. 日本では大人が子どもの権利を侵害するケースは極めて少ない。むしろ親・保護者による虐待が増加傾向にあり、区として親業のセミナー、啓発活動に注力するほうが子どもの権利を守る上で効果的である。
14	このような普通の事柄について条例を整備しなければならない地域というのは悲しい。
15	条例の改正の頻度をもっと短くしてほしい。
16	子どもが条例を読んでも助けの求め方がわからない。助けてくれる連絡先、助けてくれる人は第三者で力があり、かつ秘密が守られるということは一切読み取れない。
17	条例改正をきっかけに子どもが真ん中の社会ができればいい。「子どもも子どもで言いたいことがある」ことを知り、対話ができるといい。いろんな世代の人が対話した形跡が残るといい。
18	・人間、動物・植物など環境への思いやりの心を持つこと。それが世界の未来の平和、すべての人の安心安全のために生きるために必要なことを身近に感じること。 ・自分がやりたいことだけではなく、他の子供や大人、障害者やお年寄りなどと接して、それぞれの人のやりたいことや考え方に違いがあることに触れること。 ・人にして欲しいこと、人にしてあげたいことなどを思い、発言し、実行できること。 ・うまくいかなくてもなぜか考え、再度挑戦できること。 ・いつも同じ場所で同じ人と接するのではなく、違う場所で違う人と会い、多様な経験ができるようにすること。 ・子供が自由に遊べる場所でもやってはいけないことがあること、困る人がいることを知ること。 ・「子供が迷惑をかけるのは当たり前」として子供の親や周りの大人が子供に他人に迷惑をかけるような行為をさせたり、そのような行為を見逃すことのないようにすること。親が自ら他人に迷惑をかけないような配慮をして子供に示すこと。 ・保護者や学校、子供のための活動をする事業者などは子供が他人の権利を犯す可能性を推測し、第三者の不利益にならないよう十分配慮すること。被害を与えた場合は親や責任者が子供とともに誠意をもって対応し、第三者が被った不利益等の補償をすること。 ・社会常識に反することをしようとする時またはしてしまった時は優しく説明されるばかりではなく、叱ってもらえること。ただし、虐待とならないよう注意すること。 ・「ありがとう」、「ごめんさない」などコミュニケーションに必要な言葉をたどたどしくても自分から言えるようにして社会で生きやすくすること。それを親や周囲の大人が自ら実践し示してあげること。 ・相手の権利も認めることができるよう学ぶこと。「否定」も受け入れてなぜかを考える必要があることを学ぶこと。親も自分が実践できているか常に反省しながら一緒に考えること。
19	子どもの権利を守るためには、関連する情報開示が重要である。前文、基本となる権利、社会から守られ、支援を受ける権利、区の責務等に追加すべきである。区・行政、教育委員会は、関連情報を開示し、子どものみならず、市民の求めに応じて関連情報を調査、公表し、公正で開かれた社会を実現する。 第 18 条（いじめ・差別）、第 19 条（貧困）などは、現状が分からないと対応、対策が立てられないので、明らかにして、区民で討議、議論すべきである。 第 30 条（調査と調整）では、調査しないことができるとあるが、こども、親、市民を問わず、疑問があれば調査することが、改善の第一歩である。疑問、問題が提起されれば、調査するよう、改善すべきである。
20	人間が生きていくためには、「批判的精神をもつこと」が最も必要である。前文、第3条、各章（権利、地域、政策、権利擁護、体制等）において、考え方を入れるべきである。前文に「子どもは多様な考え方を学び、議論・協議・論争するために、批判的精神を身につけます。」、第5条（自分らしく生きる権利）に「（4）批判的精神を学び実行する権利」を追加してほしい。

21	教育を受ける権利が条文にない。区民における貧富の差は少なからず教育にかかっている。したがって、公教育の充実が必須である。子どもたちは、区立、私立、公立（国立、都立）の公教育を受けるが、その利害得失が不明である。実情を調べて、不公正が内容、改善、支援（費用を含めて）を行ってほしい。 ◆第 6 条、幸福追求権に「高等教育を含め教育を受ける権利」を追加することを検討する。 ◆「子どもには、能力があれば高等教育を含み教育を受ける権利があります。」を前文、条文に取り入れる。 ◆第 13 条（区の責務）、第 18 条（差別の禁止）、第 19 条（貧困などの対策）等に、家庭の貧富に関わらず、子ども一人一人が望む教育を受ける権利があり、行政にはその支援をおこなう義務があることを追加する。 ◆子どものみならず、日本国民には教育を受ける権利（スキリング、リスキリング）があり、現在では、高等教育は当たり前の世界になっている。しかし、日本ではその大半の教育費は個人負担であり、親に頼ることが多い。したがって、「（教育を受ける権利）能力があれば、高等教育の費用は、公的に支給します。」を条文に追加する。
22	子どもの権利条約 34 条は、「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、・・」と規定している。条例の中に性暴力阻止についての何らかの規定が設けられないか。できれば、性的暴力をした加害者に対しては、この暴力に特化した罰則又は懲戒処分として新たな規定を設けてはどうか。

（2）子ども・若者の声ポスト

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要
（「子どもの想い」について）	
1	◆従来の通学方法ではなく、オルタナティブスクール、ホームスクーリング、フリースクールの増設や、それに似たシステムの手厚い保障(お金の免除、給付)を充実してほしい。 ◆留学制度の充実を推進してほしい。特に先進国で文化的にも恵まれているヨーロッパの国々との連携を強めてほしい。 ◆学力レベルや性格嗜好にかかわらず、どの子どもでも通いやすい、その中でも人と積極的に関わることを望んでいなかったり、内向的な子、グレーゾーンの障害を持つ子、音楽、芸術に力を入れたい子の声をしっかり聴いて、区政に反映してほしい。
2	「大人の当たり前は子どもの当たり前じゃない」というのは、確かにと思った。
3	「自由に学びたいことを探求したい」について共感する。
4	その通りだと思う。
5	うちに帰ったら甘えたい。
6	賛同する。これに追加して、私たちが持っている権利に対する責任について教えてもらう場がほしい。また、わたしたち子どもは誰かが見てくれているということを実感できるだけでも嬉しい。私たちに興味を持ってほしい。
7	子ども・若者の声ポストがあるのはうれしい。
8	自分の意見を大切にしたい。
9	そう思う。
10	自分は目の前の目標に向けて努力しているし、世田谷ではなくても日本ならどこでもできると思う。自分が学べば大人にはなんでも言える。
11	大人の考えも尊重しつつ子どもが素直に判断できることが理想だと思う。大人からの助言が必要な時もある。
12	兄弟とおなじにしてほしい。
13	自分が子どもを産まないし持たない人生を決定しているのと、教育関連の仕事に携わっていないのと、あまり他者の子どもと関わる機会を持っていないので、感想はなんとも言えない。

14	賛同する。これに追加して、子どもが「すき」や「愛され、愛す」ということを感じる機会を減らさないでほしい。近年学校的なイベントや区内でのイベントの規模が小さくなっていっている。また、公園など身近でお金などがかからずに遊べる場が減ってきてしまっている。他にも音楽や美術などに触れる機会も減ってきている。
15	たくさん意見があってすごいと思った。
16	とてもいいと思った。親に見せたい。
17	そう思う。
18	自分で頑張れよ。ダメな大人は反面教師でそれはそれでいい。
19	「権利の主体」という言葉の意味がわからない。
20	自分が子どもや教育関連のことに積極的に関わりたいと思えない性格なので、意見感想が出てこない。
21	追加で私たちが間違ったことをしても見捨てないことを誓ってほしい。
22	こども基本法は大切だと思った。
23	とても決意が感じられた。
24	当たり前のことが書いてある。

② 条文についての意見

番号	主な意見の概要
1	若者の支援機関が、三軒茶屋や烏山地域に集まってしまっているので、公共交通機関を発達させるか(特に鉄道、路面電車、駐輪場の増設)、オンライン対応や訪問支援を増やしてほしい。
2	賛成である。
3	子どもたちが安心して暮らせるまちだとうれしい。
4	このようなまちができたらとても素敵だと思った。
5	良いと思う。
6	近隣と付き合いないので別に。
7	「みんなが自分らしく笑顔でチャレンジできる街」はどのように実現するのか。
8	多様性を活かすような取組みを増やしてほしい。
9	「能力に応じて評価される権利」はよい。すごくない人に配慮して、頑張っている人を褒めないのはおかしい。頑張っている人はちゃんと褒めてほしい。
10	今も将来も豊かに生きることができる権利と、生活環境と自然環境が守られる権利と、様々なことに挑戦して失敗できる権利が書いてあるのはよい。 しかし、自分が知りたい情報を得られる権利は、今のところ達成できていないと思う。世田谷区の蔵書ラインナップが乏しく、新書も入りづらく、予約図書のカウンター対面でなくセルフ受け取りが無いのと、自動返却機も少ないことを改善してほしい。 また、世田谷区は行政サービスや支援機関などが充実している印象はあるが、探す苦労を軽減するため、チャート形式や、各機関のホームページのリンク集を掲載してほしい。
11	運動する権利、テレビを見る権利、夏休みに学童に行かない権利。
12	第 6 条(4)、第 7 条(4)、第 8 条(1)は大切だと思う。
13	第 6 条(1)(3)、第 7 条(1)(3)の権利が好き。
14	権利は日本国憲法で決まっていることだからとても大事だと思った。
15	権利のオンパレードで恥ずかしい。

別紙4

子ども条例検討プロジェクト

報告書

（後期検討会のまとめ）

令和6年12月

世田谷区　子ども・若者部　子ども・若者支援課

1　後期検討会の実施概要

区では、世田谷区子ども条例の一部改正条例（以下「条例」という。）の制定に向けて、中学生・高校生世代をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、条文案を検討し、条例（素案）に反映した。（検討の詳細は、「子ども条例検討プロジェクト　中間報告書（前期検討会のまとめ）」を参照。）

後期検討会では、条例（素案）の内容を子どもたちにフィードバックするとともに、議会での議論や、９月に実施したパブリックコメント、子ども・若者の声ポスト（インターネットアンケート）に寄せられた条例（素案）への意見や、令和6年度に児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」で出た意見を踏まえ、内容の再検討を行った。

【検討内容】
① 子どもの権利と目標の検討と、前文のまとめ
② 子どもの権利のまとめ

大学生世代の若者がグループワークのファシリテーターとなって子どもたちの思いを引き出し、子どもたちが主体となって検討を行った。

（1）実施場所

池之上青少年交流センター

（2）プロジェクトメンバー

公募により集まった、中高生世代の子ども18人
（うち、前期検討会からの継続参加9人）

（3）運営メンバー

①ファシリテーター
大学生世代の若者（子ども・青少年協議会の若者委員）
②ファシリテーターのサポート
「アップス」ユースワーカー
③アドバイザー
林　　大介　氏（浦和大学社会学部准教授）
久保田　純　氏（日本大学文理学部准教授）
④事務局
子ども・若者支援課計画担当

（4）実施回数

令和6年10月から11月にかけて全3回開催

2　後期検討会プロジェクトメンバーの公募

令和6年9月24日から10月17日の間、区 HP や児童館等へのチラシ配布により公募した。

３　後期検討会のスケジュールと検討内容

第1回　10 月 24 日（木）18:00－20:00
「前期検討会の振り返りと、前文の検討」
（1）オリエンテーション
（2）前期検討会の振り返り
（3）グループワーク「前文」
●意見が寄せられたフレーズについて、表現を考える。

第2回　11 月 7 日（木）18:00－20:00
「目標、子どもの権利の検討と、前文のまとめ」
（1）グループワーク「目標」、「子どもの権利」
●意見が寄せられた権利について、表現を考える
●目標について考える
●新たに加えたい権利について考える
（2）全体ワーク「前文」
●再構成案についての意見交換

第3回　11 月 21 日（木）18:00－20:00
「条文のまとめ」
（1）全体ワーク「目標」、「子どもの権利」
●修正案についての意見交換
（2）全体ワーク「前文」
●前回の議論についての確認
（3）区長への報告会

4 グランドルール

子どもたちが安心して検討できる環境を確保するため、毎回、検討会の冒頭で以下のグランドルールを確認した。

（1）参加者のグランドルール

参加者は、次のルールを守ってこの会議に参加しますので、安心して話をしてください。

① 秘密をみんなで守ります

◦誰が何を話したかについてはここだけの秘密にします。みんなもここだけの秘密にしてください。

◦SNS などにアップしないよう、お願いします。

◦区や大人が、この会議で話したことを、条例や条例を説明する資料に反映するときは、誰が話したかわからないようにします。

② 意見を尊重します

◦自分と違う意見が出たとしても、こんな風に考える人もいると考え、相手の意見を尊重します。

◦区や大人は、みなさんの話を真剣に聴き,「子どもからの意見」として区がしっかりと受けとめます。 意見を言ったり、反論したりすることはありません。

③ 自分のペースで参加することができます

◦話をしたくないときは、聞いているだけでも大丈夫です。

◦人の意見を聴いて、何か思い出したりしたら、その意見もぜひ話してください。

④ このほかにも、参加者がルールを決めることができます

（2）見学者のグランドルール

① 誰が何を話したかについては、ここだけの話にしてください。
写真や動画は撮らないでください。 SNS などにアップしないようお願いします。

② 話したことや、意見一つ一つをそのまま受けとめ、尊重してください。

③ 見学用の場所からそっと見守ってください。

５「前文」の再検討

（1）第1回検討会

条例（素案）の前文について、９月に実施したパブリックコメント等で意見が寄せられたフレーズを中心に、グループワークで検討を行った。条文への意見等を付箋に書き、模造紙に貼ってもらい発表した。

○「子どもの想い」

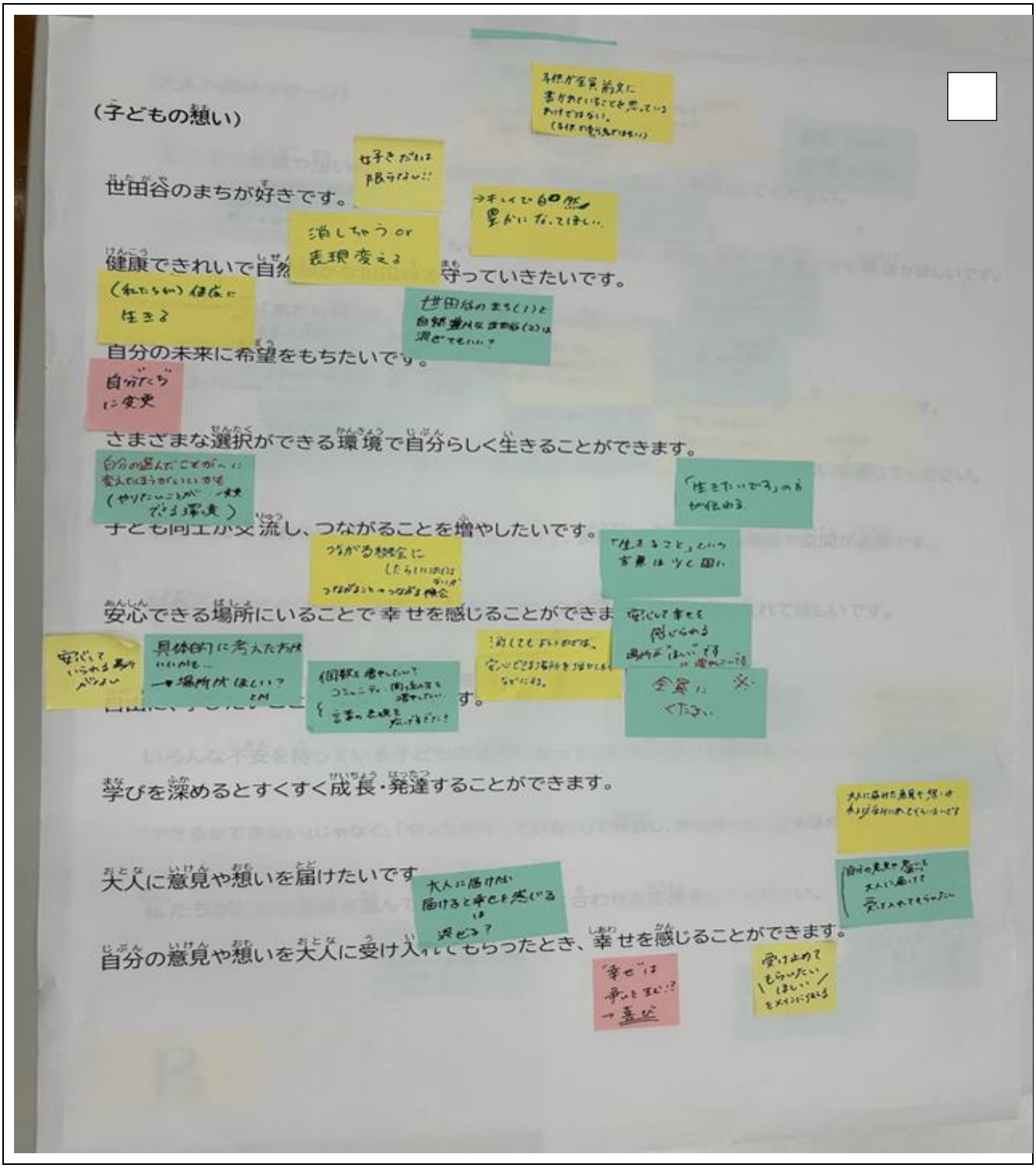

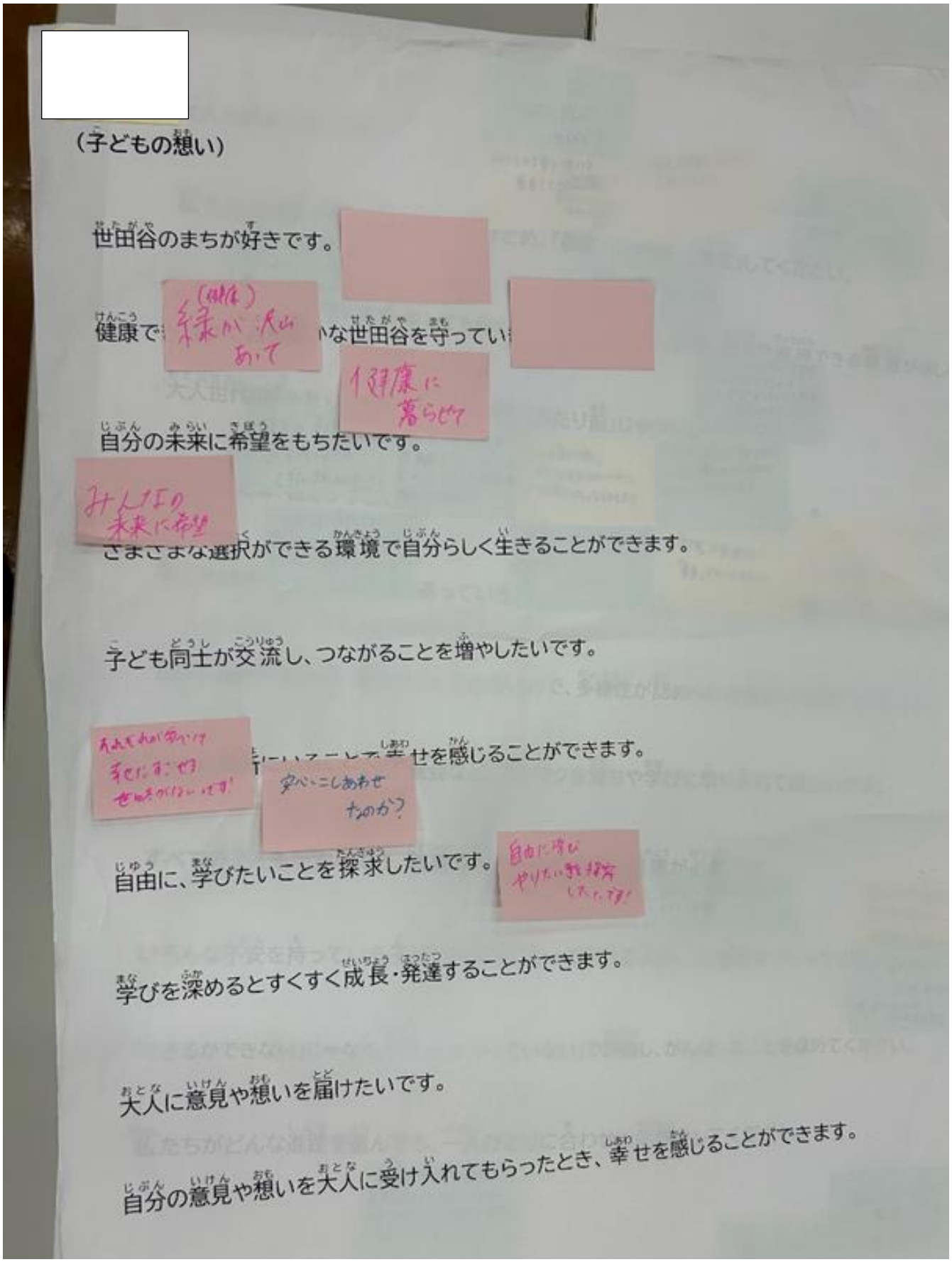

（子どもの想い）

世田谷のまちが好きです。

健康で[redacted]な世田谷を守ってい[redacted]

自分の未来に希望をもちたいです。

さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。

[redacted]せを感じることができます。

自由に、学びたいことを探求したいです。

学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

大人に意見や想いを届けたいです。

自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

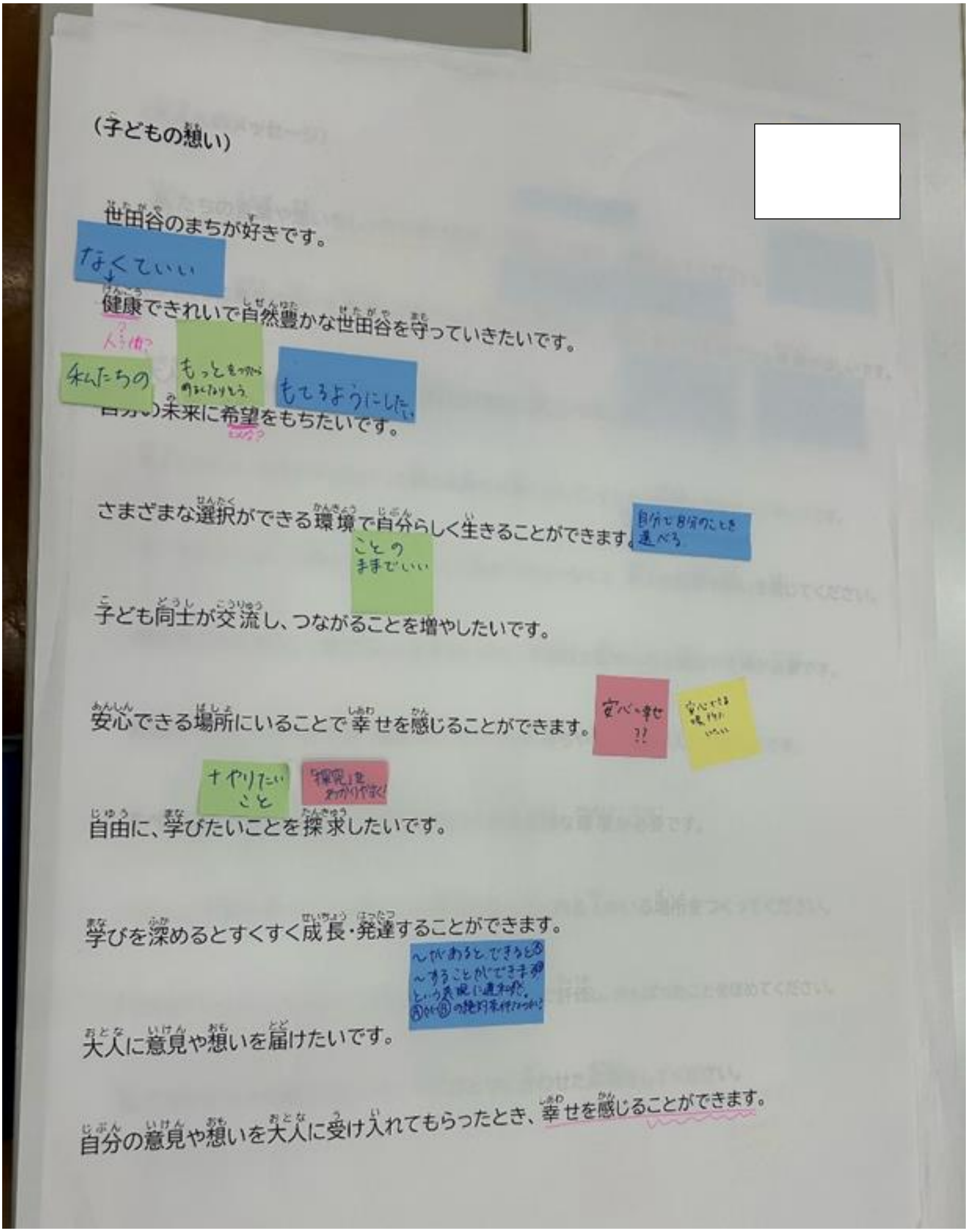

（子どもの想い）

世田谷のまちが好きです。

健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

自分の未来に希望をもちたいです。

さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。

安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。

自由に、学びたいことを探求したいです。

学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

大人に意見や想いを届けたいです。

自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

○「大人へのメッセージ」

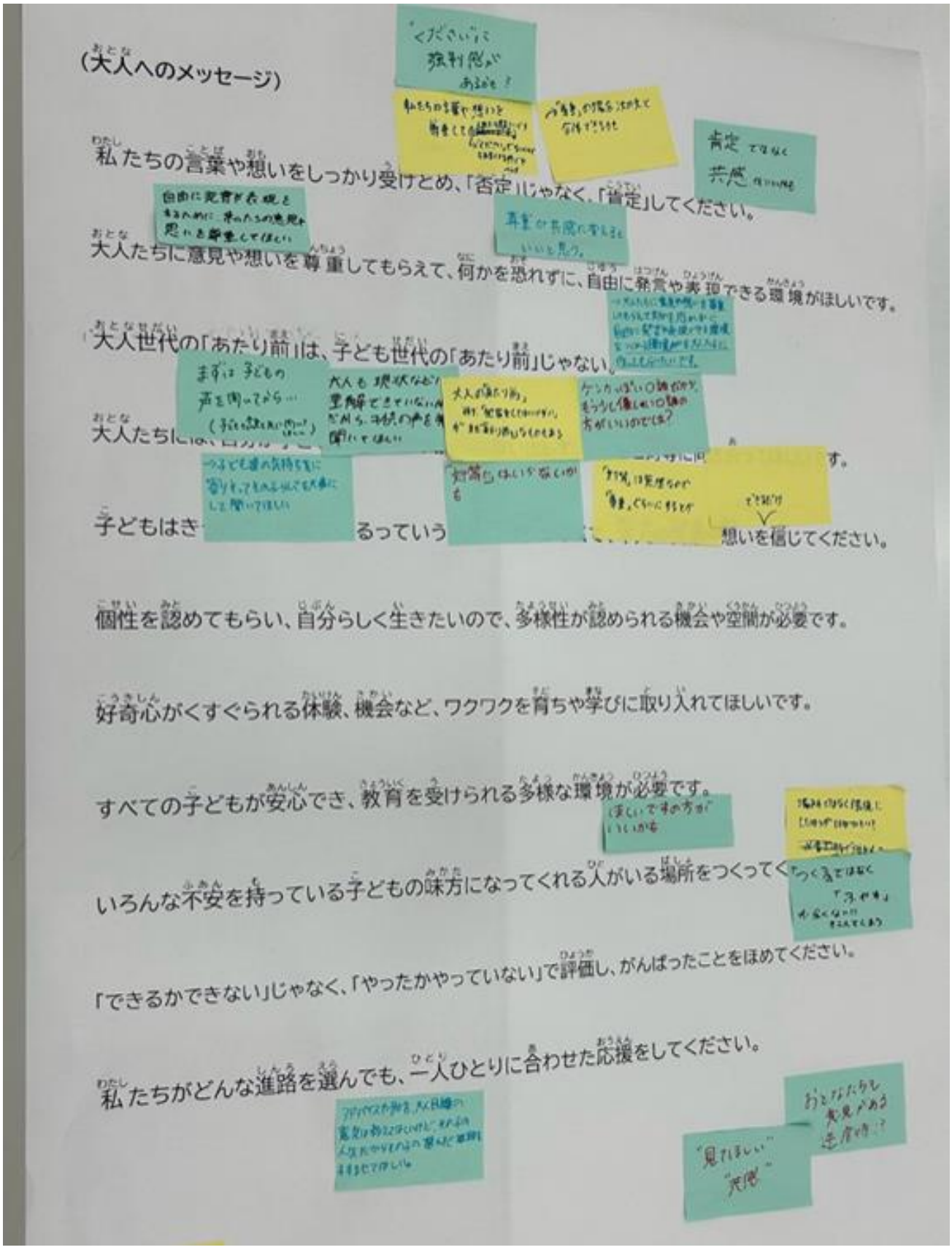
(大人へのメッセージ)
私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。
大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。
大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。
大人たちに
す。
子どもはき
るっていう
想いを信じてください。
個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。
好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。
すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。
いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってく
つくるではなく
「ある」
「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。
私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

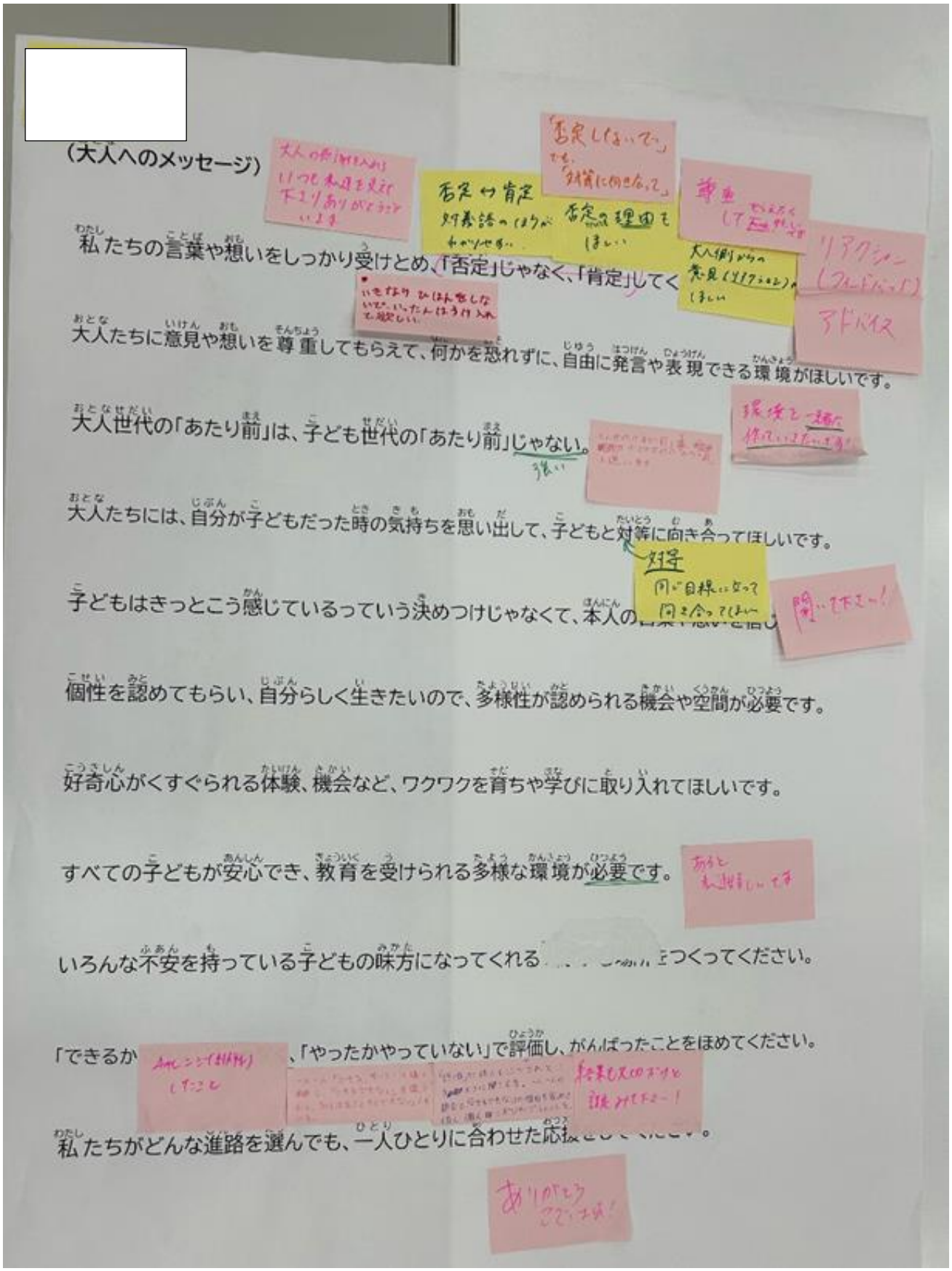

（大人へのメッセージ）

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してく

大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる

「できるか

、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援

(大人へのメッセージ)

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。

肯定→尊重 いいね!

大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない

大人のコミュニティと子どものコミュニティは違う

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。

対等→同じ立場 同じ目線

子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。

「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

（2）第2回検討会

前回のグループワークで出た意見を整理し、まとめた資料をもとに、表現などについて全体ワークで意見交換を行った。

① 前回意見が複数案出た部分について、ⒶⒷなどの選択肢からどれが一番良いかを議論した。

② 修正した表現について確認を行った。

〇意見交換で使用した資料

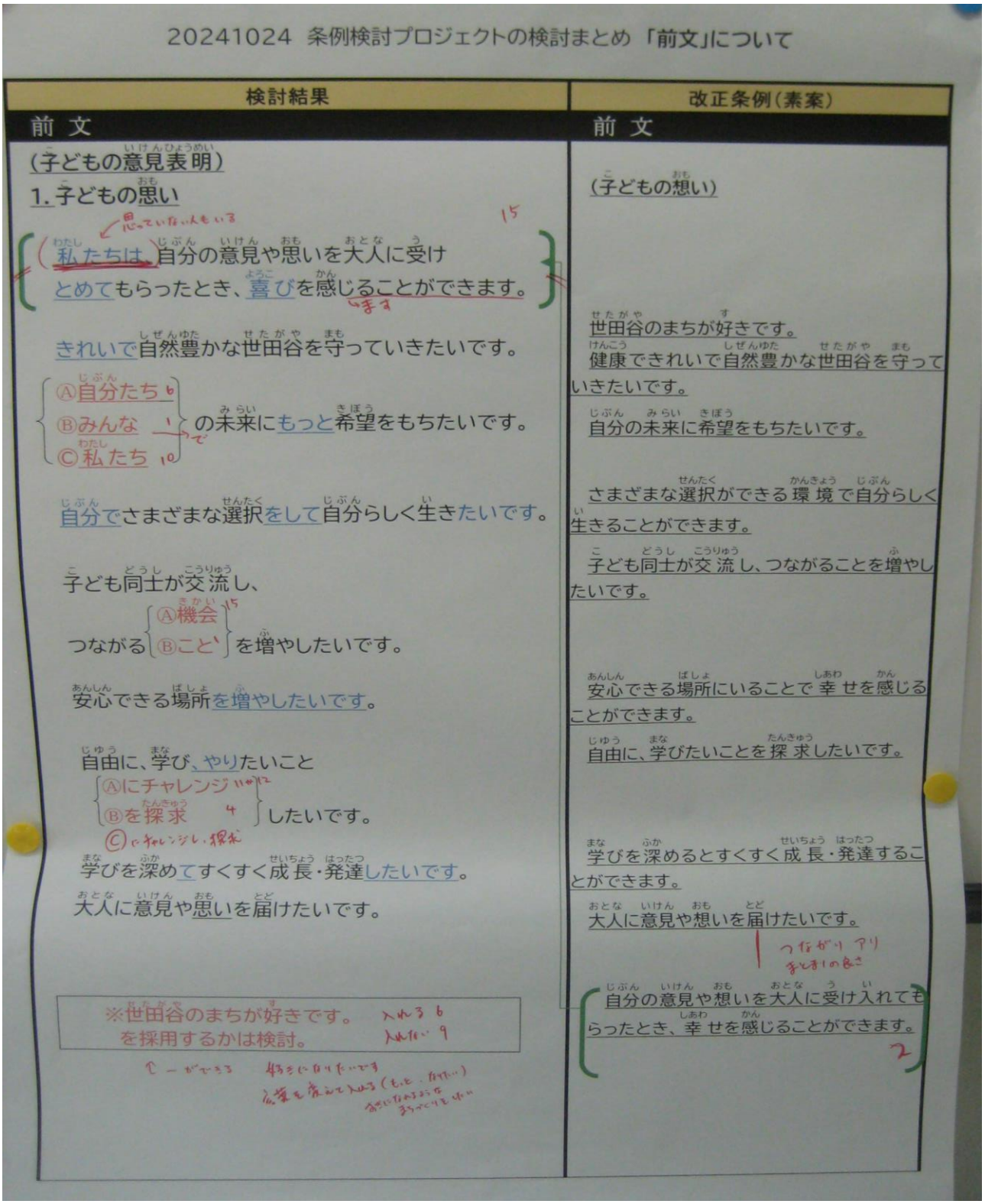

20241024 条例検討プロジェクトの検討まとめ「前文」について

検討結果	改正条例（素案）
前 文	前 文
（子どもの意見表明） 1. 子どもの思い 私たちは、自分の意見や思いを大人に受けとめてもらったとき、喜びを感じることができます。 きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 Ⓐ自分たち Ⓑみんな Ⓒ私たち の未来にもっと希望をもちたいです。 自分でさまざまな選択をして自分らしく生きたいです。 子ども同士が交流し、 つながるⒶ機会 Ⓑこと を増やしたいです。 安心できる場所を増やしたいです。 自由に、学び、やりたいこと Ⓐにチャレンジ Ⓑを探求 したいです。 学びを深めてすくすく成長・発達したいです。 大人に意見や思いを届けたいです。 ※世田谷のまちが好きです。を採用するかは検討。 入れる 6 入れない 9	（子どもの想い） 世田谷のまちが好きです。 健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 自分の未来に希望をもちたいです。 さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。 子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。 安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。 自由に、学びたいことを探求したいです。 学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。 大人に意見や想いを届けたいです。 つながり アリ まとまりの良さ 自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

検討結果	改正条例（素案）
2. 大人へのメッセージ	（大人へのメッセージ） ~~0?~~ 1
大人世代の「あたり前」は、 子ども世代の「あたり前」 Ⓐとは違います。11 Ⓑじゃない。3 Ⓒものもあります 14 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や思いを信じてください。	私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。 大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。
私たちの言葉や思いをしっかり受けとめ Ⓐた上で向き合ってください。14 Ⓑ否定から入るのでなく共感してください。2 みんなが意見や思いを尊重しあって、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。	
個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が Ⓐあると嬉しいです。1 Ⓑほしいです。16 すべて強したい!!	個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。
いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。 「できるかできない」じゃなく、「やっている姿」を見てください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。	いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。 「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

2/2

（3） 第3回検討会

第2回検討会で出た意見を整理し、まとめた資料をもとに、改めて全体ワークで意見交換を行った。

〇意見交換で使用した資料

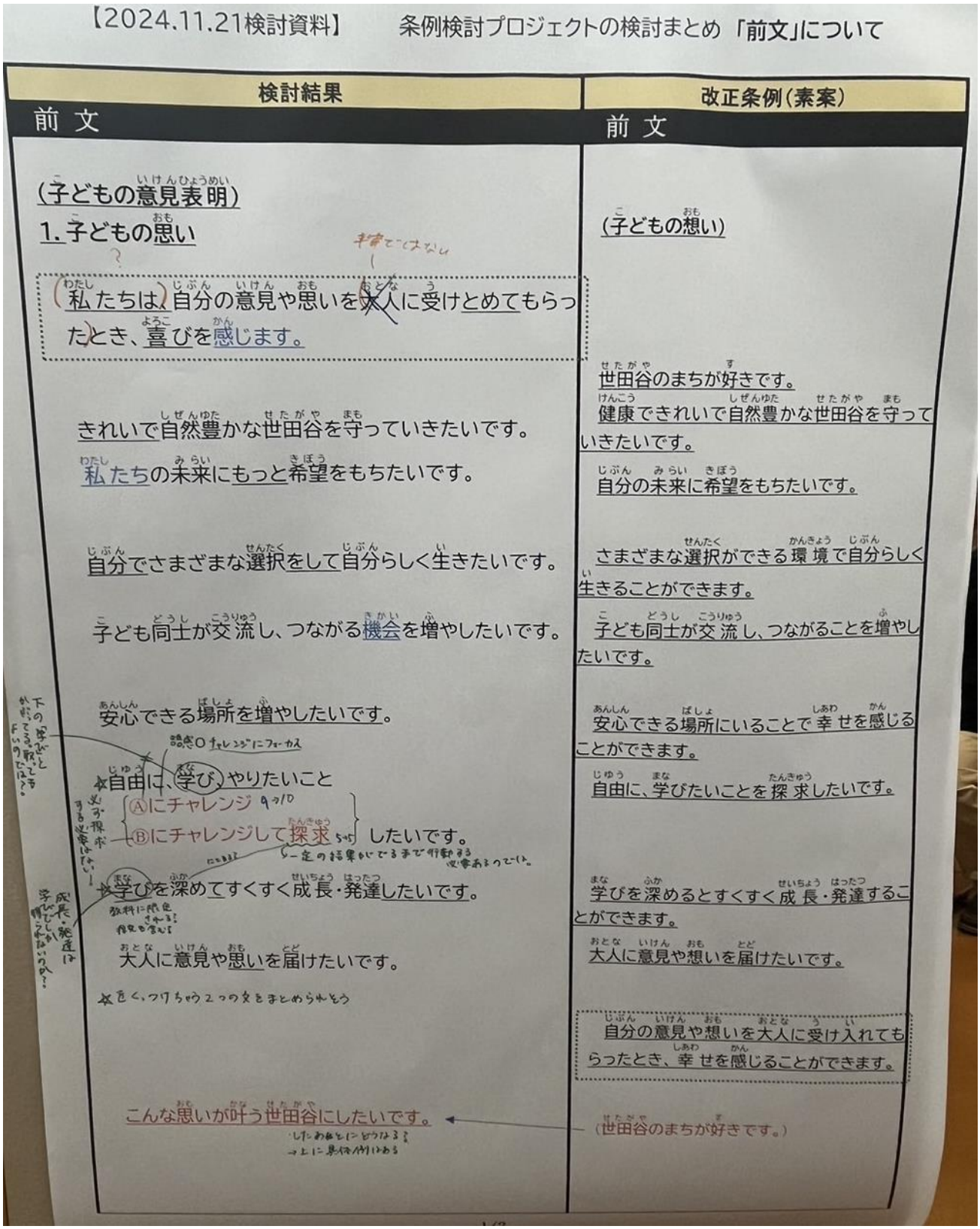

【2024.11.21検討資料】　条例検討プロジェクトの検討まとめ「前文」について

検討結果	改正条例（素案）
前 文	前 文
（子どもの意見表明） 1. 子どもの思い 私たちは、自分の意見や思いを大人に受けとめてもらったとき、喜びを感じます。	（子どもの想い）
きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。	世田谷のまちが好きです。 健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。
私たちの未来にもっと希望をもちたいです。	自分の未来に希望をもちたいです。
自分でさまざまな選択をして自分らしく生きたいです。	さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。
子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。	子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。
安心できる場所を増やしたいです。	安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。
自由に、学び、やりたいこと Ⓐにチャレンジ Ⓑにチャレンジして探求 したいです。	自由に、学びたいことを探求したいです。
学びを深めてすくすく成長・発達したいです。	学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。
大人に意見や思いを届けたいです。	大人に意見や想いを届けたいです。
	自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。
こんな思いが叶う世田谷にしたいです。	（世田谷のまちが好きです。）

検討結果	改正条例(素案)
2.大人へのメッセージ	(大人へのメッセージ)
大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、私たちの言葉や思いを信じてください。	
そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。 みんなが意見や思いを尊重しあって、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。	私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。 大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。
	大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。
個性を認められ、自分らしく生きたいので、多様性が尊重される機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境がほしいです。	個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。
いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。 「できるかできない」じゃなく、「やっている姿」を見てください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。	いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。 「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

○意見交換の様子

（4）完成した「前文」

（子どもの意見表明）

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望を持ちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合って欲しいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れて欲しいです。

全ての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

６ 「目標」、「子どもの権利」の検討

（1）第2回検討会

目標、子どもの権利についてグループワークを行い、表現や新たに加えた方が良いと思う権利について検討し、意見を付箋に書いて模造紙に貼った。

① 目標と子どもの権利について、パブリックコメント等で寄せられた意見をもとに表現について考えた。

② 新たに加えたい権利について考えた。

【第3条（条例の目標）、第5条～第6条（子どもの権利）】

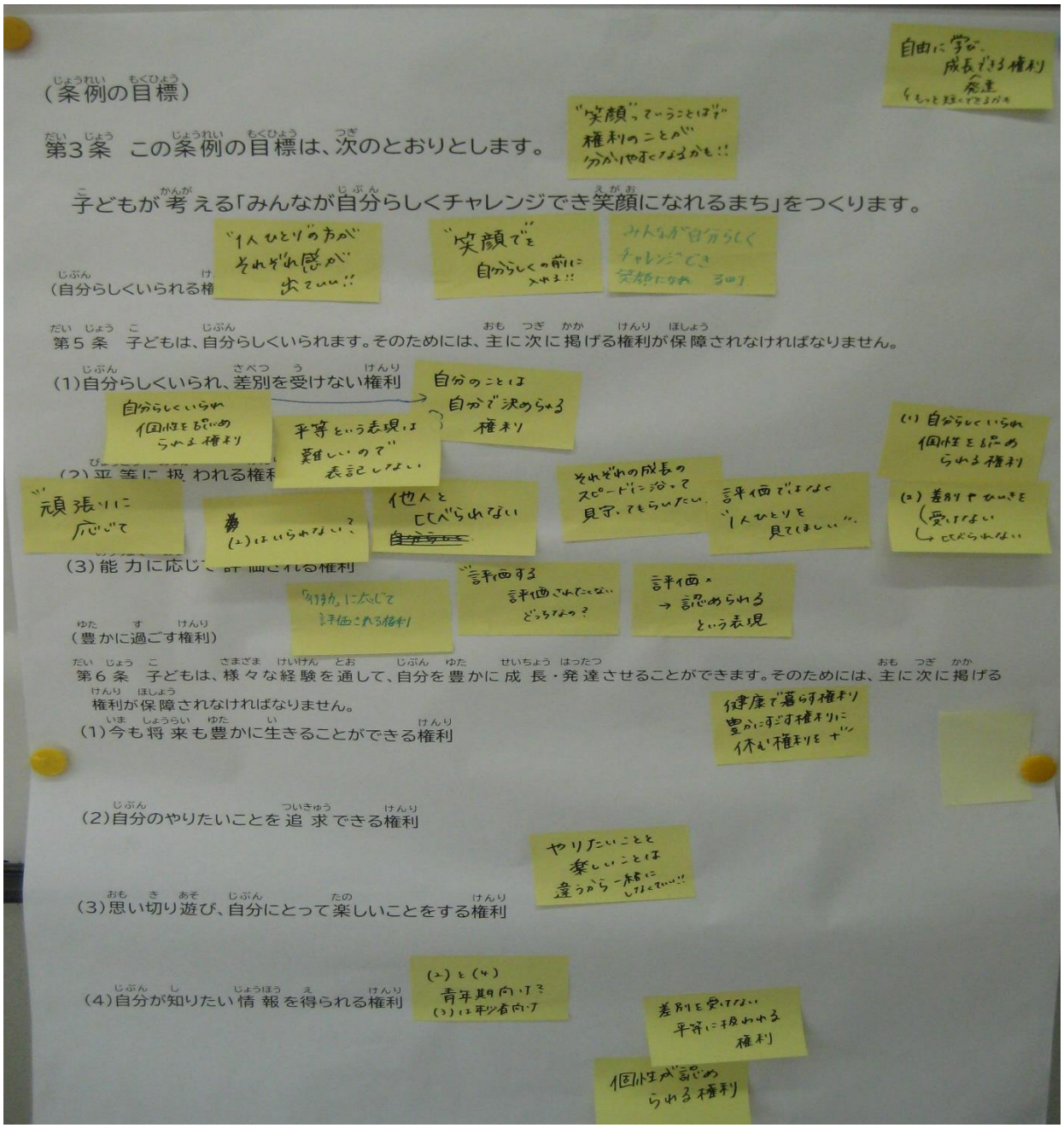

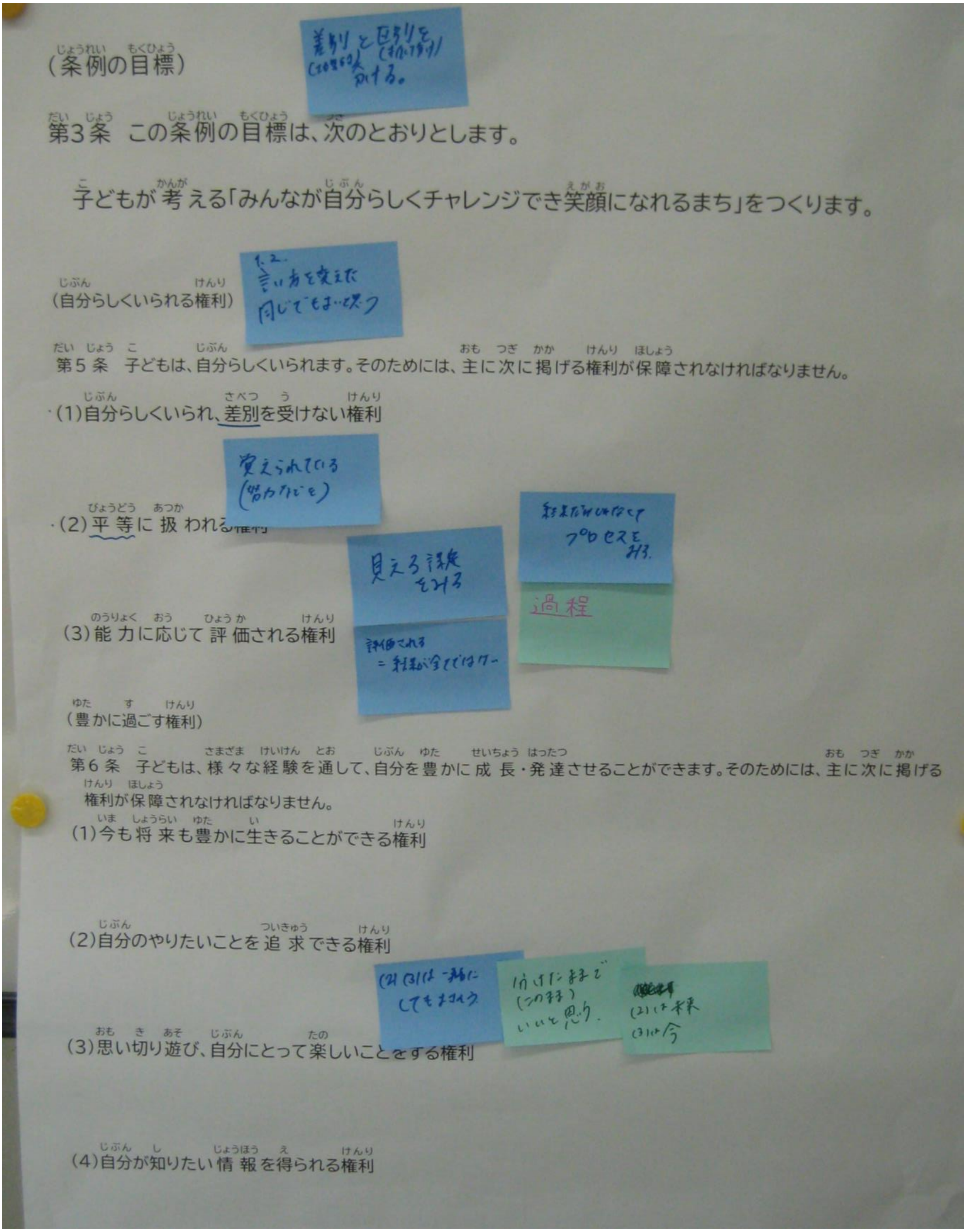
（条例の目標）
第3条　この条例の目標は、次のとおりとします。
子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。
（自分らしくいられる権利）
第５条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。
(1)自分らしくいられ、差別を受けない権利
(2)平等に扱われる権利
(3)能力に応じて評価される権利
（豊かに過ごす権利）
第６条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。
(1)今も将来も豊かに生きることができる権利
(2)自分のやりたいことを追求できる権利
(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
(4)自分が知りたい情報を得られる権利
過程
(2)は未来
(3)は今

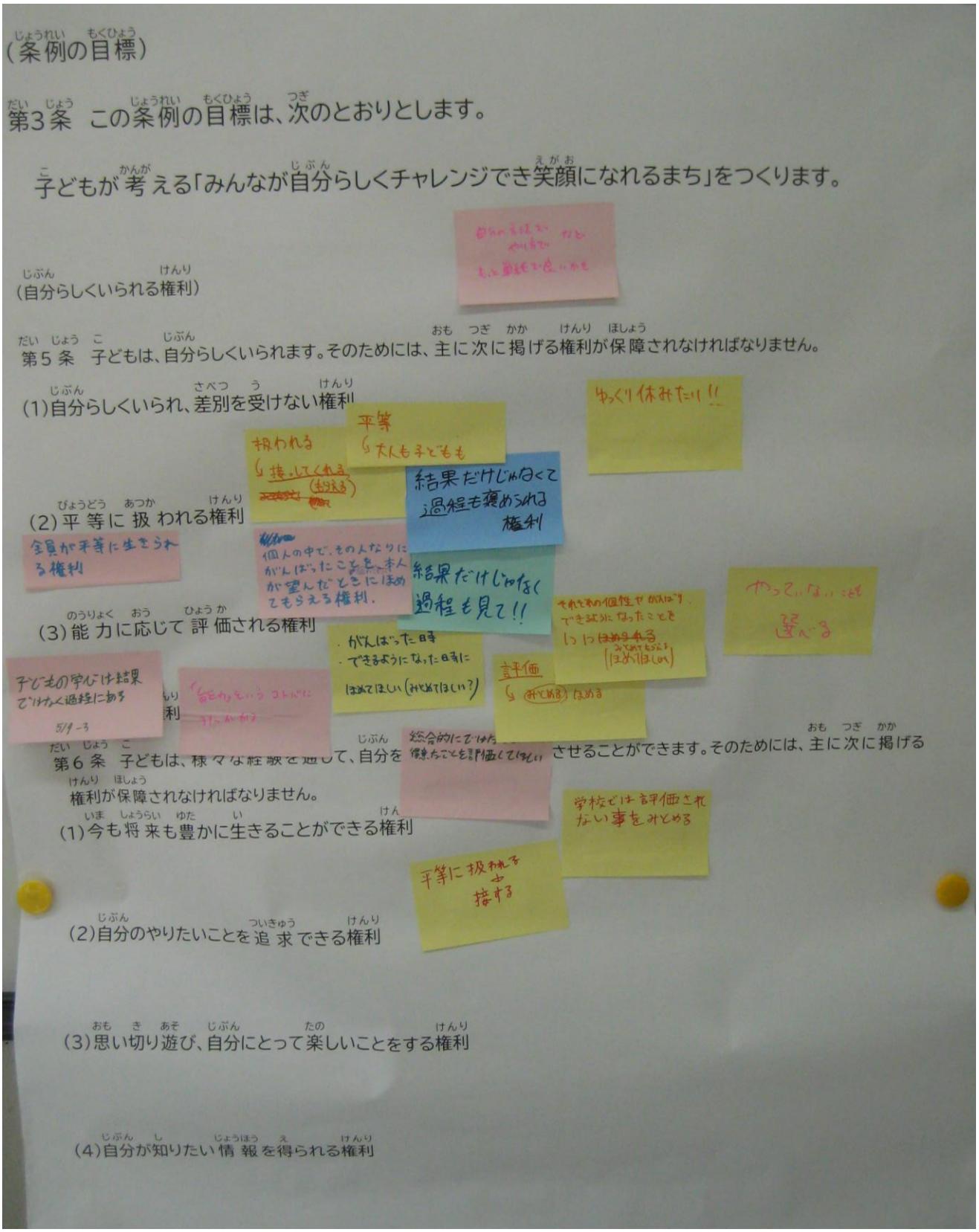
(条例の目標)
第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。
子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。
(自分らしくいられる権利)
第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。
(1)自分らしくいられ、差別を受けない権利
(2)平等に扱われる権利
(3)能力に応じて評価される権利
第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を
させることができます。そのためには、主に次に掲げる
権利が保障されなければなりません。
(1)今も将来も豊かに生きることができる権利
(2)自分のやりたいことを追求できる権利
(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
(4)自分が知りたい情報を得られる権利
平等
扱われる
結果だけじゃなくて過程も褒められる権利
全員が平等に生きられる権利
結果だけじゃなく過程も見て!!
ゆっくり休みたい!!
評価
学校では評価されない事をみとめる
平等に扱われる

【第7条～第9条（子どもの権利）】

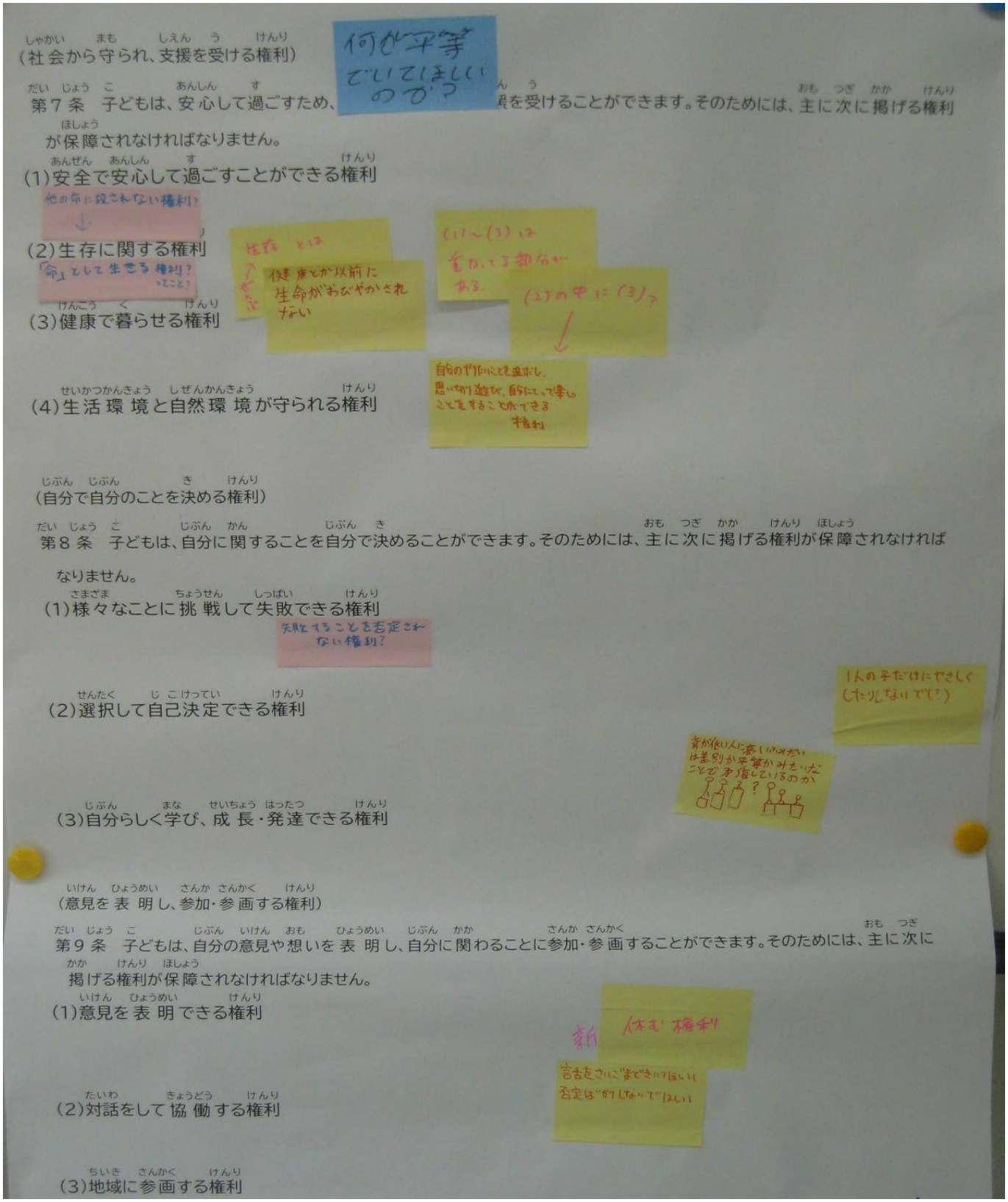

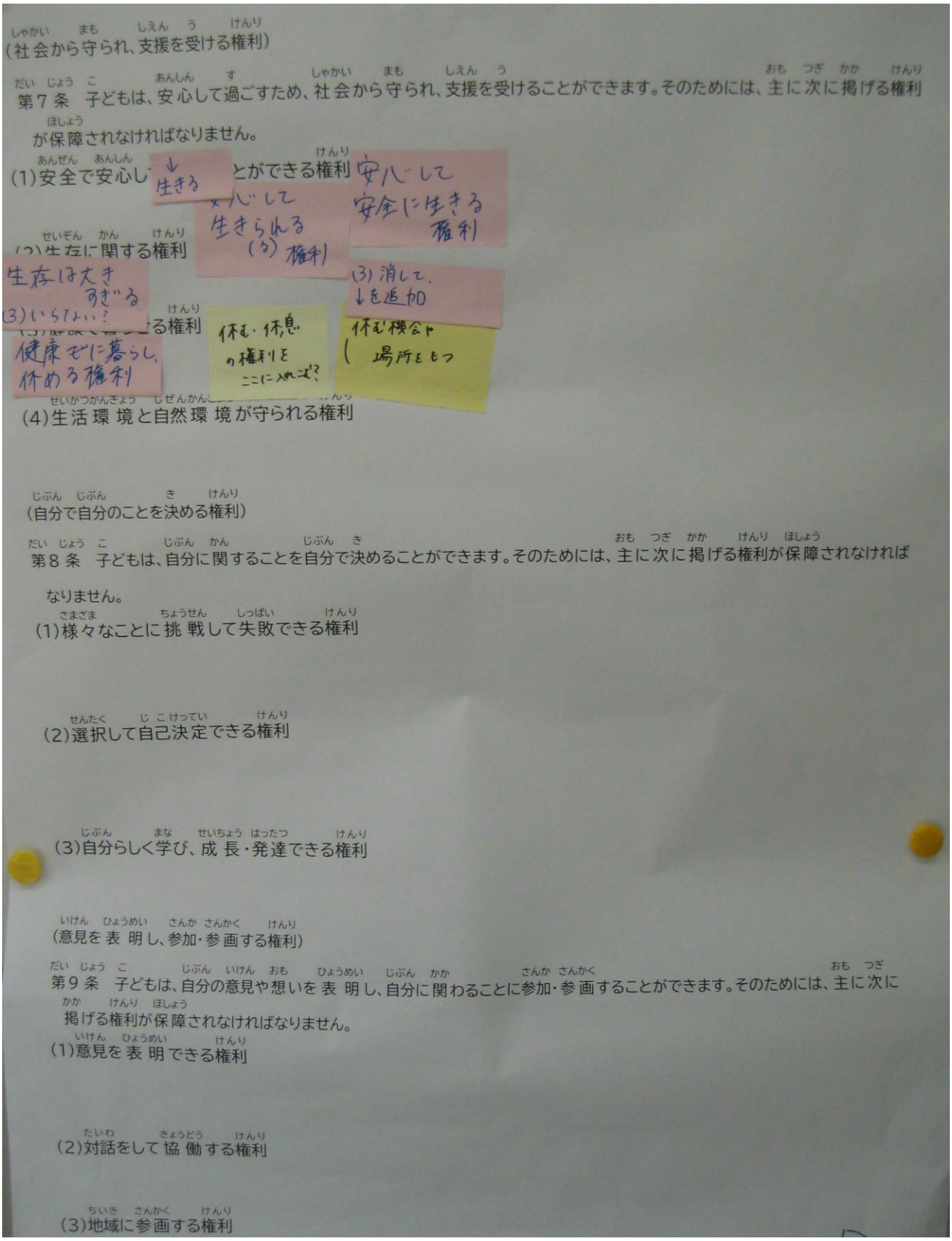

(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)安全で安心し　とができる権利

(2)生存に関する権利

(3)いらない？

(4)生活環境と自然環境が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利)

第8条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)様々なことに挑戦して失敗できる権利

(2)選択して自己決定できる権利

(3)自分らしく学び、成長・発達できる権利

(意見を表明し、参加・参画する権利)

第9条　子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)意見を表明できる権利

(2)対話をして協働する権利

(3)地域に参画する権利

（社会から守られ、支援を受ける権利）

第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)安全で安心して過ごすことができる権利

(2)生存に関する権利

生存を脅かされない

(3)健康で暮らせる権利

(4)生活環境と自然環境が守られる権利

（自分で自分のことを決める権利）

第８条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)様々なことに挑戦して失敗できる権利

(2)選択して自己決定できる権利

(自由に)

(自分で選択して決定する)

(3)自分らしく学び、成長・発達できる権利

(自分らしく)

（意見を表明し、参加・参画する権利）

第９条　子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)意見を表明できる権利

言える(発言)

表明だとむずかしい わかりにくい

表明のままの方がすき

(2)対話をして協働する権利

(3)地域に参画する権利

（2）第3回検討会

第2回検討会で出た意見を整理した模造紙をもとに、「目標」、「子どもの権利」について全体ワークで確認を行い、意見をまとめた

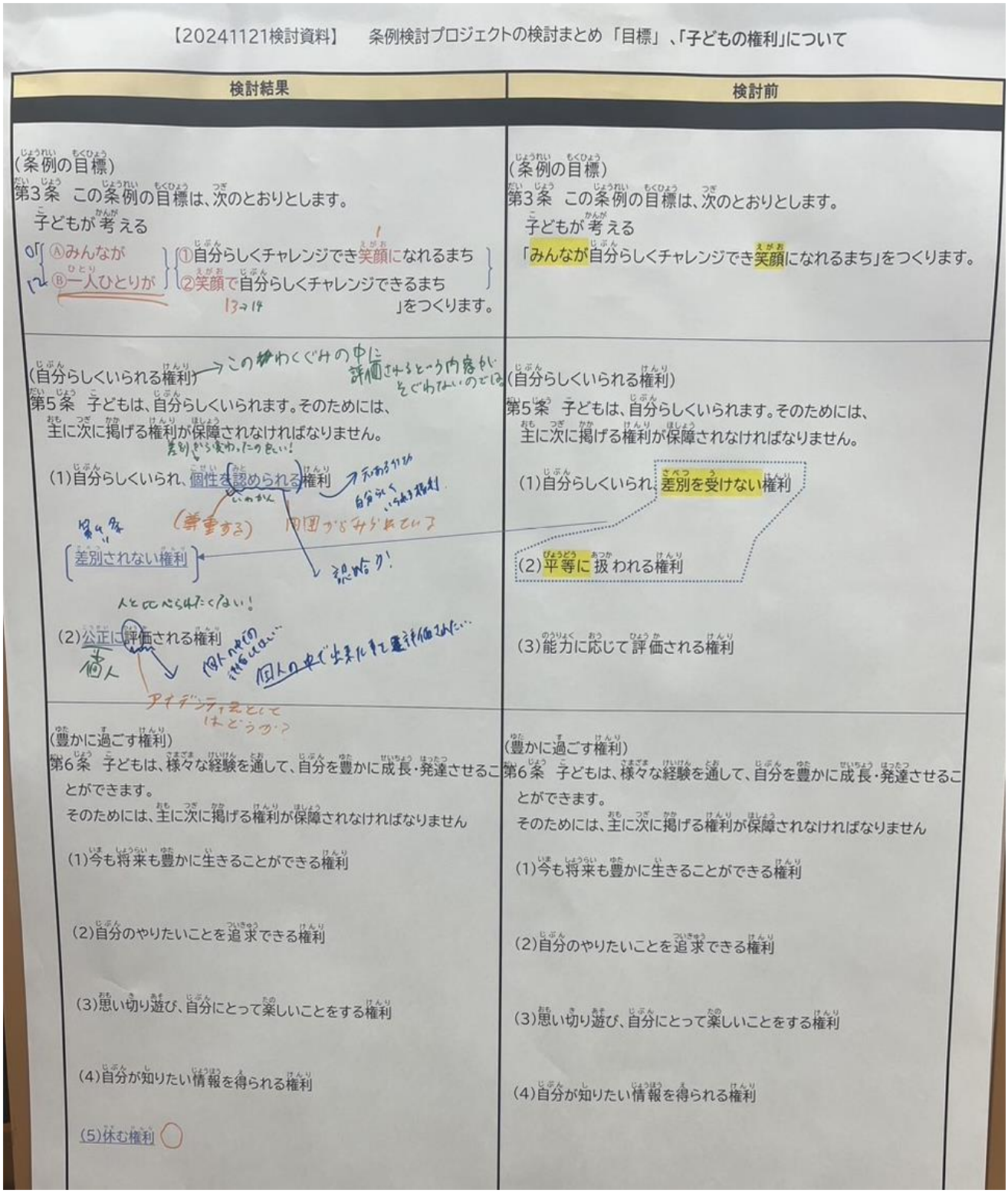

【20241121検討資料】　条例検討プロジェクトの検討まとめ「目標」、「子どもの権利」について

検討結果	検討前
（条例の目標） 第3条　この条例の目標は、次のとおりとします。 子どもが考える Ⓐみんなが / Ⓑ一人ひとりが ①自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち ②笑顔で自分らしくチャレンジできるまち 」をつくります。	（条例の目標） 第3条　この条例の目標は、次のとおりとします。 子どもが考える 「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。
（自分らしくいられる権利） 第5条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、 主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分らしくいられ、個性を認められる権利 差別されない権利 (2)公正に評価される権利	（自分らしくいられる権利） 第5条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、 主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分らしくいられ、差別を受けない権利 (2)平等に扱われる権利 (3)能力に応じて評価される権利
（豊かに過ごす権利） 第6条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利 (5)休む権利	（豊かに過ごす権利） 第6条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利

検討結果	検討前
(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して生きることができる権利 (2)健康で暮らせる権利 (3)生活環境と自然環境が守られる権利	(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して過ごすことができる権利 (2)生存に関する権利 (3)健康で暮らせる権利 (4)生活環境と自然環境が守られる権利
(自分で自分のことを決める権利) 第8条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分で選択して自由に自己決定できる権利 (2)自分らしく学び、成長・発達できる権利 (3)様々なことに挑戦して失敗できる権利	(自分で自分のことを決める権利) 第8条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)様々なことに挑戦して失敗できる権利 (2)選択して自己決定できる権利 (3)自分らしく学び、成長・発達できる権利
(意見を表明し、参加・参画する権利) 第9条　子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見や思いを様々な方法で表すことができる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	(意見を表明し、参加・参画する権利) 第9条　子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見を表明できる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利

(3)完成した「目標」　※子どもたちの意見を反映した部分をゴシック体にしています。

（条例の目標）

第3条　この条例の目標は、次のとおりとします。

（1）子どもが考える**「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」**をつくります。

(4)完成した「子どもの権利」 ※子どもたちの意見を反映した部分をゴシック体にしています。

（自分らしくいられる権利）

第5条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分らしくいられ、個性が尊重される権利

(2)公正に評価される権利

（豊かに過ごす権利）

第6条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)今も将来も豊かに生きることができる権利

(2)自分のやりたいことを追求できる権利

(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4)自分が知りたい情報を得られる権利

(5)心や身体が疲れたときに休息することができる権利

（社会から守られ、支援を受ける権利）

第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。

そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)安全で安心して生きることができる権利

(2)健康で暮らせる権利

(3)生活環境と自然環境が守られる権利

（自分で自分のことを決める権利）

第8条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分で選択して自由に自己決定できる権利

(2)自分らしく学び、成長・発達できる権利

(3)様々なことに挑戦して失敗できる権利

（意見を表明し、参加・参画する権利）

第９条　子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)意見や思いを様々な方法で表すことができる権利

(2)対話をして協働する権利

(3)地域に参画する権利